

令和5年第5回大石田町議会臨時会会議録

令和5年11月27日(月) 大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 臨時議長(芳賀 清君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番	大野達也 君	4 番	川崎義治 君	7 番	村形昌一 君
2 番	遠藤和好 君	5 番	二藤部冬馬 君	9 番	大山二郎 君
3 番	海藤頼則 君	6 番	今野雅信 君	10 番	芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	庄司 中君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	高橋慎一君	産業振興課長	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	遠藤秀樹君
総務課長	土屋弘行君	建設課長	大沼進悟君
まちづくり推進課	大山和彦君	教育文化課長	小林基流君
町民税務課長 (兼)会計管理者	早坂勝弘君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	青藤佳幸
議会事務局議会主査	有川隼人

提出議案目録

議案第40号 令和5年度大石田町一般会計補正予算(第5回)
議案第41号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
同意第3号 大石田町監査委員の選任について

議 事 の 経 過

1. 議会事務局長(青藤佳幸君)

おはようございます。

事務局長の青藤です。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で年長議員は 芳 賀 清 議員であります。芳 賀 清 議員、議長席に、ご着席願います。

1. 臨時議長(芳賀清君)

おはようございます。

ただ今紹介されました芳賀 清であります。地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。なにとぞよろしくお願い致します。

ただ今から、令和5年第5回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 庄 司 中 君。

1. 町長(庄司中君)

本日、第5回町議会臨時会の冒頭にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第5回町議会臨時会を招集いたしましたところ議員各位におかれましては、師走を前にして時節柄格別ご多用のところご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

大石田町においても朝晩の冷え込みが徐々に厳しくなり、いよいよ冬本番を迎えようとしております。このような中、去る10月31日に町長選挙と町議会議員選挙の告示がなされ、町議会議員の皆様におかれましては町民の信任を得て、見事当選という栄を受けられ、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

私も多くの皆様からのご指示を賜り、初当選の栄を賜りましたが、その責任の重さを痛感しております。より一層身を引き締めて町政運営にあたる覚悟でございます。

今回の選挙につきましては、町長と議会議員の同日選挙となり、今後の大石田町のあり方を託すという町民の関心が非常に高い選挙となりました。このような中で当選されました議員の皆様と私も含めて、新たな決意と情熱を持って町民の付託に応えなければいけないと考えております。

本日は、議長、副議長さらには各常任委員会などの構成が決まる臨時会でもあります。大石田町の健全なまちづくりと活性化のために、本日決定いたしますそれぞれのお立場でのご奮闘をお願い申し上げますとともに、ご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、日本を取り巻く情勢は毎年のように発生する自然災害からの復旧・復興、さらには防災・減殺対策、終わりが見えないロシアによるウクライナ侵攻、原材料の高騰と円安による物価の高騰など、我が国への影響が大きい課題が山積みであります。

また、私たち地方自治体にとっても、人口減少への対応策や産業の基盤となる農業の再生をどう図っていくのかなど、かつてない大きな課題を抱えておりますし、当大石田町におきましては、出生者数の大幅な減少への対応や最上川流域治水対策、令和9年度に開校を要諦している統合小学校の整備、さらには効果的な雪対策など喫緊の課題が山積しております。

このような大変重要な時期でありますので、議員の皆様には今後4年間、次世代が誇りを持てるような大石田町の構築のために、ご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

1. 臨時議長(芳賀清君)

日程第1. 仮議席の指定を行います。仮議席はただ今ご着席の議席とします。

日程第2. 大石田町議会議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。【議場閉鎖】

ただ今の出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。大石田町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

1番 大野達也君

2番 遠藤和好君を指名します。

投票用紙を配付します。【投票用紙配布】

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。また、白票は無効投票と見なします。投票用紙の配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。【投票箱点検】

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。議会事務局長 青藤佳幸君。

1. 議会事務局長(青藤佳幸君)

それでは、点呼を行います。議席番号、氏名の順に申し上げます。

1番 大野達也議員、2番 遠藤和好議員、3番 海藤義則議員、4番 川崎義治議員、5番 二藤部冬馬議員、6番 今野雅信議員、7番 村形昌一議員、8番 小玉勇議員、9番 大山二郎議員、10番 芳賀清議員。議長は議長席でお願いします。以上で、点呼を終わります。

【投票】

1. 臨時議長(芳賀清君)

投票漏れはありませんか。(議員:「なし。」)投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番 大野達也君、2番 遠藤和好君、開票の立会いをお願いします。【開票】

選挙の結果を申し上げます。

投票総数 10 票、うち、有効投票 10 票、有効投票のうち、大山二郎君 8 票、芳賀清君 1 票、小玉勇君 1 票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、大山二郎君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。【議場開錠】

ただ今、議長に当選されました大山二郎君が議場におられますので、本席から大石田町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました大山二郎君から当選の承諾及びご挨拶をお願いします。9番 大山二郎君。

1. 9番(大山二郎君)

ただ今、皆さんの多数からご支持いただきまして引き続き議長をさせていただくことになりました。大山二郎です。よろしく願いいたします。

先ほど、新町長の庄司町長からもありましたが、非常に日本の国、そして大石田町、大変な時期になったと思います。その中で町議会議員の選挙は16年ぶり、町長選挙も12年ぶりということで、新たな体制で今後進めていかなければならないと思っております。

これまで、いろんな形で議会改革等も皆さんのおかげでやってまいりました。今後とも開かれた議会、町民に近い議会を目指してすね、いろんなことをやっていかなきゃいけないというふうに思っております。差し当たり今年初めてやりました婦人・青年模擬議会、これも来年できれば続けたい。そして当初、予定しておりました少年議会等もやればやっていきたいなというふうに思っております。なるべく町民と議会、そして政治が身近なものになるということを念じて、来年度もう一つ議会モニター制度等も今考えておりますので、皆さんからのご協力もよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

今後、開かれた議会を目指して町民と一緒にまちづくり進めてまいりたいと思っておりますので、皆さんのご協力よろしくお願ひいたします。

1. 臨時議長(芳賀清君)

これで、臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願ひたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

日程第3. 議席の指定を行います。議席は、大石田町会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

ここで、氏名標の付け替えを行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 21 分

【議員協議会 於:議員控室】

再開 午前 10 時 35 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

議席表を配布いたします。【議席表配布】

配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。議席の指定については、お手元に配布しました議席表のとおり議席を指定します。

日程第4. 会議録署名議員の氏名を行います。会議録署名議員は、大石田町会議規則第125条の規定により、

1番 大野達也君、

2番 遠藤和好君を指名いたします。

日程第5. 会期の決定を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第6. 大石田町議会副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。【議場閉鎖】

ただ今の出席議員数は10名であります。

次に、立会人を指名します。大石田町議会会議規則第32条第2項の規定により立会人に、

3番 海藤 義則 君、
4番 川崎 義治 君を指名いたします。

投票用紙を配布します。【投票用紙配布】

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。また、白票は無効投票とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。【投票箱点検】

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。議会事務局長 青藤 佳幸 君。

1. 議会事務局長(青藤佳幸君)

それでは、点呼を行います。議席番号、氏名の順に申し上げます。

1番 大野 達也 議員、2番 遠藤 和好 議員、3番 海藤 義則 議員、4番 川崎 義治 議員、5番 二藤 部冬馬 議員、6番 今野 雅信 議員、7番 村形 昌一 議員、8番 小玉 勇 議員、9番 大山 二郎 議員、10番 芳賀 清 議員。議長は議長席にてお願いします。点呼を終わります。

【投票】

1. 議長(大山二郎君)

投票漏れはありませんか。(議員:「なし。」)投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番 海藤 義則 君、4番 川崎 義治 君、開票の立会いをお願いします。【開票】

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、うち、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち 村形 昌一 君 9 票、小玉 勇 君 1 票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、村形 昌一 君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。【議場開錠】

ただ今、副議長に当選されました 村形 昌一 君が議場におられますので、本席から大石田町議会会議規則第33条第2項の規定より当選の告知をいたします。

副議長に当選されました 村形 昌一 君から当選の承諾及びご挨拶をお願いします。7番 村形 昌一 君。

1. 7番(村形昌一君)

3度目の挑戦で副議長になることができました。副議長は議会活性化特別委員長であります。この度、16年ぶりの町会議員選挙で多くの声を町民の皆さんからいただくことになりました。そこで感じたのは、もっとより多くの声を汲み上げる必要があるということで、町議会としての SNS を創設して、町内以外からより多くの声を集めていきたいなというふうに思っております。

新しい町長が就任なされ、新しい議員4名いただくことになりました。議長とともに開かれた議会を作るように頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

次に、日程第7. 及び日程第8. を一括して議題といたします。各常任委員会及び議会運営委員会委員の選任については、大石田町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することとなっております。

暫時休憩いたします。午前11時20分再開いたします。

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 11 時 22 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

名簿を配布いたします。【名簿配布】

配布漏れありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。各常任委員会及び議会運営委員会委員の選任については、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、お手元に配布した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、各常任委員会及び議会運営委員会正副議長互選のため、大石田町議会委員会条例第9条第1項の規定により、各委員会を招集いたします。

先ほど、控室でご説明したとおり、最初に議会運営委員会を301号室で、終了次第、総務文教常任委員会同じく301号室、厚生産建常任委員会は大会議室の302会議室、それが終了後、広報委員会を開催して広報委員の方は301会議室で制服委員長を互選してください。

暫時休憩いたしますが、大変時間的にあれですけども、11時45分まで、遅くとも50分までここにご集合いただければというふうに思いますので、ご協力をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 25 分

【議会運営委員会 於:301会議室】

【総務文教常任委員会 於:301会議室】

【厚生産建常任委員会 於:302会議室】

【広報常任委員会 於:301会議室】

再開 午前 11 時 48 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に 芳賀 清 君、同副委員長に 二藤部 冬馬 君

厚生産建常任委員会委員長に 小 玉 勇 君、同副委員長に 海 藤 義 則 君。
広報常任委員会委員長に 二 藤 部 冬 馬 君、同副委員長に 大 野 達 也 君。
議会運営委員会委員長に 今 野 雅 信 君、同副委員長に 芳 賀 清 君。
以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がありました。

次に、日程第9. 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推薦の方法については、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員に

1番 大 野 達 也 君、4番 川 崎 義 治 君、5番 二 藤 部 冬 馬 君、7番 村 形 昌 一 君、8番 小 玉 勇 君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名した5名の諸君を、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、5名の諸君の当選が決定しました。当選されました5名の諸君が議場におられますので、本席から大石田町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第10. 北村山広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名したいと思います。ご異議ございませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

北村山広域行政事務組合議会議員に

2番 遠 藤 和 好 君、6番 今 野 雅 信 君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名しました2名の諸君を、北村山広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、2名の諸君の当選が決定いたしました。当選されました2名の諸君が議場におられますので、本席から大石田町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第11. 北村山公立病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことにしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

北村山公立病院組合議会議員に

3番 海 藤 義 則 君、9番 大 山 二 郎 君を指名します。

お諮りいたします。ただ今、指名しました2名の諸君を、北村山公立病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、2名の諸君の当選が決定いたしました。当選されました2名の諸君が議場におられます

ので、本席から大石田町議会会議規則第33条の第2項の規定により当選の告知をいたします。
暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開します。

議案の上程であります。

日程第12. 議案第40号から日程第15. 同意第3号まで、以上4件を一括して議題として上程いたします。

日程第16. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄 司 中 君。

1. 町長(庄司中君)

ただ今、上程になりました議案の大要についてご説明をいたします。

議案第40号「令和5年度大石田町一般会計補正予算(第5回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ892万6,000円を追加して、予算総額58億1,656万1,000円とするものであります。

議案第41号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

大石田町特別職の職員の期末手当の支給率を改正するため、提案するものであります。

議案第42号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

大石田町一般職の職員の給料の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改正するため、提案するものであります。

同意第3号「大石田町監査委員の選任について」であります。

大石田町監査委員 小 玉 勇 氏は令5年11月26日に任期が満了したので、引き続き同氏を選任するため提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の大要についてご説明申し上げました。なお、詳細については担当課長から説明させていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 土 屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

では、私から補足説明をさせていただきます。はじめに、議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号「令和5年度大石田町一般会計補正予算(第5回)」であります。

主な内容でございますが、議案第41号及び議案第42号の特別職及び一般職の給与条例の改正に伴います、人件費の予算の補正でございます。

続いては、議案目録の議案第42号のほうから先にご説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。

議案第42号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。これは、山形県人事院会の勧告に基づき、給料の額及び期末勤勉手当の支給率を改正するため、提案するものであります。

5ページをご覧ください。ここから改正文を掲載しておりますが、主な改正点を端的に申し上げますと、一般職の期末勤勉手当を年間で0.1月分増額するというものであります。

第1条については、今年度の期末勤勉手当は6月期にすでに支給されておりますので、12月期で0.1月増額するというふうな改正内容となっております。改正文の最後の行のほうにですが、別表第1を次のように改めるとございますが、これは給料表を改正するものでありまして、初任給の格付け号給部分で1万2,000円～1万1,000円の引き上げ、そこから級を追うごとに引き上げ額が小さくなっていきますが、相対で0.9%引き上げる給料表というふうなことでございまして、初任給、若年層に重点を置いて給与水準を引き上げる給料表の改正内容となっております。

10ページをご覧ください。第2条については、令和6年度の期末勤勉手当の年間支給率を、令和5年度と同じくするための改正なんですけれども、手当は6月期と12月期の2回あります。令和5年度は12月期で0.1月増額しますが、令和6年度はそれを平準化したしまして、それぞれの支給月に0.05月分増額して、2回の合計でお0.1月増額となるような改正内容となっております。

では続いて、議案第41号を説明いたします。2ページをご覧ください。

議案第41号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

大石田町給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。これにつきましては、一般職の期末勤勉手当の増額に合わせまして、特別職の期末手当の支給率を改正するための一部改正であります。

3ページをご覧ください。改正内容としましては年間で期末手当を0.07月分増額するものであります。この条例改正を提案することとなった理由としましては、一般職の期末勤勉手当の年間支給率、これが4.45月に増額になるというふうな一方、特別職の期末手当を改正しないとすれば現在4.354月のままでありますので、特別職の支給率も上げて一般職と同等に調整することが妥当であり、一般職と同様に6月期はすでに支給されておりますので、12月期で0.07月分増額して年間支給率を4.452月とする改正内容としたものでございます。

第2条につきましては、令和6年度の支給について一般職と同様に0.07月の増額を、それぞれの支給月に平準化して支給するための改正内容となっております。

なお、給与条例の改正は12月期の支給基準日が12月1日となっておりますので、11月中に交付いたしたく臨時会への提案となりましたので、ご理解をお願いいたします。

続いて、同意3号を説明いたします。12ページをご覧ください。

同意第3号「大石田町監査委員の選任について」。

次の者を大石田町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求める。

同意を求める方は、氏名 小 玉 勇でございます。これまで監査委員を務めておりました小玉勇氏は、令和5年11月26日に任期が満了しましたので、引き続き同氏を選任いたしたく同意

を求めるものでございます。

以上、4案件の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。

暫時休憩いたします。議員は自席で休憩願います。

休憩 午後 1 時 11 分

再開 午前 1 時 45 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

議案の審議を行います。

日程第17. 議案第40号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。

3番 海藤義則君。

1. 3番(海藤義則君)

3番の海藤義則でございます。なりたての新人でいきなり申し訳ありませんけれども、一般会計予算ということで、一般職員並びに特別職の給料値上げということでございますけれども、人事院会勧告ということで当然それはやむを得ないことだと思いますけれども、今般のこの情勢を見ますとですね、特に私も今農業をやっておりますけれども、農業関連で見ますと、この高温障害によりまして大変米の質も落ちて、カントリーエレベーター23年やってますけれども、今年初めて二等米出荷ということで、前例にないようなことになっております。また、様々な資材高騰いろんなことがありまして、給与の値上げはやむを得ないにしろ、やはり一般町民の理解がこれで得られるんだろうかなというふうなちょっと心配あります。農業のみならずですね、様々な資材高騰で苦しんでる方たくさんいらっしゃいます。もしかすると今年の税収も少しは落ち込むのかなと、そんなふうにも考えているんですけれども、それに対して町独自とは言いませぬけれども、たとえば県、国に要望するとか、いやいや町独自でなんかしてみようかななんていう、そんな気持ちはおありでないんでしょうか。町長、お尋ね申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

町長 庄司中君。

1. 町長(庄司中君)

現段階では課題があると認識しておりますので、今後考えてまいりたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

よろしいですか。3番 海藤義則君。

1. 3番(海藤義則君)

先ほど言いましたように、やはり町民皆苦しんでおります。やっぱり意見に沿ってですね、町民の生活を第一に考えてこれからもよろしくお願いいたします。お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 庄 司 中 君。

1. 町長(庄司中君)

ありがとうございます。しっかり考えていきたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第40号は、原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第40号「令和5年度大石田町一般会計補正予算(第5回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18. 議案第41号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第41号は、原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第41号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19. 議案第42号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。

5番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 5番(二藤部冬馬君)

それでは、質問させていただきます。タブレット4ページ、議案目録、紙のほうでも4ページなりますけども、大石田町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、まず前提としてはこの25年から30年、官も民もですね、給料上がってませんということですね、前提に、そしてあの公務員の給料っていうのは地域の賃上げリードしていくというふうな前提で質問させていただきますけども、今回の改正によってタブレットの5ページのほうですかね、5ページのほうに給料表載ってますけども、高卒初任給1級5号の給料がですね、1万2,000円上がりまして訳上がりまして16万8,300円となりますけれども、時給に直しますと国基準の直し方ですけども、1,002円になります。高卒初任給、時給に直しますと。大卒初任給に関しては1級の21号で18万9,900円、時給に直しますと1,130円になりますが、全労連、全国労働組合総連合で出している最低生計費、最低限必要な生活費を時給に直したものの山形県1月現在、今年1月現在ですと1,469円になります。高卒初任給、大卒初任給これ賃上げされてますけれども、まだまだ実際は足りない。まだまだですね、ペースアップして上げていかなきゃいけないような状況かと思ってます。そして、さらには民間への波及を進めていかなければいけないかなと思っております。

人事院会、こういった公務員の給料改定人事院会勧告というのがありますけども、必ず従うこと

に法律上なっているわけではありませんので、プラスαの賃上げも自治体によってはできます。こういった状況をですね、鑑みて、まだまだですね、あの岸田総理もですね、1,500円に上げると、10年後に、最低賃金をですね、1,500円に上げていくというふうなお話もありますので、地域の賃上げ、給料のアップあのさらにこの人事院会勧告に従うだけじゃなくて、プラスα進めていっていただきたいなど、今後ですね、思いますけども、いかがでしょうか。町長。

1. 議長(大山二郎君)

町長 庄 司 中 君。

1. 町長(庄司中君)

ご意見ありがとうございます。ご意見賜りたいと思います。どうもありがとうございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 5番(二藤部冬馬君)

ありがとうございます。そしてですね、今回その一般職の給料こういった上がるんですけども、一般職の方はですね、あの今回通りますと4月に遡って給料がですね、こうちゃんと今年度宙に支給されるんですけども、実はあのパートの会計年度任用職員さんもいらっしゃるんですけども、に関しては今年度ちょっと改定がなくてですね、そのパートの会計年度任用職員さんの賃金に関しては、初任給ですね、高卒だったり大卒の初任給を基準にしてということなんですけども、一般職の方は4月から遡って支給されますが、会計年度任用職員さんパートの方は今回何も無いということで、実は一般職の方は高卒初任給の方、時給で考えますとですね、1,002円になるんですけども、パートの会計年度任用職員さんのほうは955円のままなんです。そうすると今年度1年間ですね、その格差がちょっと開いた状態で支給されるということになってしまうので、そのパートの会計年度任用職員さんの給料に関しても何か手を打っていかねばいけないんじゃないかなと思ってるんですけども、このへんいかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 庄 司 中 君。

1. 町長(庄司中君)

ありがとうございます。来年度に向けてご意見賜りたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 5番(二藤部冬馬君)

ありがとうございます。そのパートのですね、会計年度任用職員さんというのは、実はその地域おこし協力隊の方も含まれるんですね。地域おこし協力隊の方もパートの任用職員さんと同じ給料で働いているんですけども、これまで時給900円台でやっぱりこう働いてきたということになるんですけども、3年間時給900円台で働いて、その地方でですね、移住したりですね、定住したりするための資産っていうのはなかなか厳しいと思うんです。時給900円台で働いて、3年間働いて、そして地方に移住するための資産を作るというのは、なかなか私は難しいんだと思うんです。実際にそれでやっぱり全国的にも定住率が低いところに繋がっていくんじゃないかと思っておりますので、そのへんも含めながらですね、このパートの会計年度任用職員さんの賃金というのもやっぱり考えていかねばいけないのかなというふうに思います。これについてお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 庄 司 中 君。

1. 町長(庄司中君)

それを含めて来年度以降もご意見として考えてまいりたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。採決は評決システムにより行います。議案第42号は、原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第42号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20. 同意第3号を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、小玉勇君の退場を求めます。**【小玉議員退場】**

ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論であります。人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

これより、同意第3号を採決いたします。採決は評決システムにより行います。同意第3号は、原案のとおり同意するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、同意第3号「大石田町監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

小玉勇君、議場にお入りください。**【小玉勇君入場】**

小玉勇君に申し上げます。ただ今、小玉勇君の「大石田町監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第21. 閉会中の継続調査及び審査申出を議題といたします。申出書を配布します。**【申出書配布】**

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、大石田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました「閉会中の継続調査及び審査申出書」、「閉会中の継続審査申出」について、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、令和5年第5回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 庄司中君。

1. 町長(庄司中君)

本日、第5回町議会臨時会の終わりに、一言御礼を申し上げます。

本日、新しい議会構成のもと、第5回町議会臨時会に提案いたしました4議案ともご可決をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど、監査委員に選任の同意をいただきました小玉議員におかれましては、引き続き町行政

の健全な運営のために、ご指導くださるようお願い申し上げます。

また、議員各位のおかれましても、それぞれ新しい役職のもと、ご活躍くださることを心よりご祈念申し上げます。

大石田町は冒頭に申し上げましたとおり、多くの課題を抱えております。私たち大人が自信をもって次世代にたすきをつなげられるよう、誠心誠意をもってまちづくりに邁進する所存でございます。引き続き大石田町の活性化と発展のために、ご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

これをもって、令和5年第5回大石田町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 07 分